

## 一般原則（事業所の定義）の改定案

前回の第8回産業分類検討チームにおいて、事務局が提示した改定部分に対して委員から特段の意見はなかったが、それ以外に対して修正の御意見があった。

それらの御意見への修正案を以下のように提案する。

## 【御意見と修正案】

[御意見①] 適切な表現とするため、現行の1～2行目の「その経済活動に次の二つの要件を備えているもの」を「その経済活動が次の二つの要件を備えているもの」又は「その経済活動に次の二つの要件が備わっているもの」に修正してはどうか。

⇒ ご意見を踏まえ、当該文の次に続く二つの要件との関係を考慮して、「その経済活動に次の二つの要件が備わっているもの」と修正する。

[御意見②] 何を一区画として指すのかが不明であるため、現行の9行目に「それを」を追加してはどうか。具体的には、「一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし」としてはどうか。

⇒ 御意見のとおり修正する。

[御意見③] 特例的な扱いを記載している(1)において、「移動販売」の場合は「本人の住居を事業所とする」という記述となっているが、『移動販売』の事業主体と「本人」との関係に違和感がある。また、(5)及び(6)には「事業主の住居を事業所とする」と記載されており、(5)や(6)と同様の表現としてはどうか。

⇒ 御意見のとおり、(1)における「本人」を「事業主」に修正する。

[御意見④] 特例的な扱いを記載している(2)の「著述家、画家、家庭における内職者等の場合」と続く(3)の「いずれの事業所にも属さず、住居等において個人で経済活動に従事する場合」を分ける理由が分からない。また、(3)の「いずれの事業所にも属さず」という表現は文章的に矛盾しているのではないか。

⇒ 御意見を踏まえ、(2)と(3)を統合して次のように修正する。

「(2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。」

#### 《御意見④を踏まえた修正案とする理由》

現行の JSIC における特例的な扱いが記載されている(2)と(3)の内容は以下のとおりである。

- (2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。

上記の(3)は、第12回改定時(平成19年)に新たに追加された項目である。当時の資料では、「住居とするマンションの自室において、インターネット等を活用し、各種の請負業務を行う個人が増加する傾向にあるため」との追記理由が記載されており、当時におけるインターネットの進展やSOHOの普及等が背景にあったと考えられる

(2)と(3)の差異は、(3)において通信手段を活用した働き方が明記されている点である。他方、近年では、住居を仕事場とする著述家等がインターネットを利用して原稿の提出等を行っていることがかなり多いと想定されるため、(2)と(3)の違いはほとんどなくなっていると考えられる。このため、(2)と(3)の記載内容を統合することにする。

(3)に関しては、第5回産業分類検討チームにおいて事務局から、コロナ禍を契機に、昨今の事業所に属して従業員等が自宅等で勤務するテレワークが普及してきている実態を考慮して、「テレワーク」の表記を用いない修正案を提案したところ、自宅以外(インキュベーション施設)での勤務も読めるようにした方が良いとの御意見があった。その御意見も反映し、「住居等において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居等を事業所とする。」と、「住居」に「等」を加えた修正案を前回の第8回産業分類検討チームにおいて提案したところ、委員から特段の御意見はなかった。

上記に関して事務局にて再度検討した。(3)で想定される主体が自宅以外の場所で業務を行うことがあり得ることを考慮し、その場所が継続性のある貸事務所等の場合には、事業所の定義により識別される場所が事業所となり、その場所に継続性がない場合には「本人の住居」として取り扱うことになることと捉えることができる。このため、前回の産業分類検討チームにおいて示した2カ所の「本人の住居等」の「等」は記載しないことにしたい。また、既述のように、「本人の住居」以外で業務を行うことがあり得るので、『主に』住居において」と記述している。さらに、(2)と(3)ともに、事業主と雇用契約を締結しない形態を想定しているため、その趣旨を明確にするために、「事業者と雇用契約を結ばず」と記載する。

これらと御意見を考慮して、前ページの修正案としている。

[御意見⑤] 特例的な扱いを記載している(10)において、文意を考慮するとその最後に「ことがある。」を付けた方が良いのではないかと。

⇒ 御意見の趣旨は理解しているが、特例的な扱いを記載している部分の初めの文に、「便宜上、次のように取り扱う場合がある」とすでに原則とは異なる扱いをする趣旨が記載されているので、再度「ことがある」を加えることは控えたい。

## 前ページの修正案を反映した「事業所の定義」

前回（第8回産業分類検討チーム）の改定案からの変更部分を赤色で着色している。

### 第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、**事業主の住居を事業所とする。**
- (2) **事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。**
- (3) 日々従業員が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。  
なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。
- (5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。
- (6) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

(7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学校とする。）。  
なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を運営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

(8) 国、地方公共団体については、一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。

(9) 統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。

以上のほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。

例えば、住居の一部で経済活動が行われている場合、次のように取り扱うことがある。

ア. 全てそこ住居に事業所があるものとする。

イ. 事業からの収入が収入の主な部分を占めている場合に限り、住居に事業所があるものとする。

ウ. 雇用者のある場合に限り、住居に事業所があるものとする。

エ. 看板類似の社会的標識のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

#### [補足] 表記上の修正（青色の部分）

青色で着色した部分は、前回の検討チーム後に、より誤解のない表現とするよう委員から検討依頼があり、それも踏まえて事務局が修正したものである。

- ・ 現行の(10)は、(1)～(9)のさらに特例的な内容であること、また、現行の「他方」から始まる後段の最初の文の末尾「場合がある」と現行の(10)の末尾「ことがある」の重複を避けるために、現行の「(10) そのほか」を「以上のほか」と修正する。

- ・ 現行の(10)の3行目の「例えば」の次の「住宅の一部」と同4行目のアの「全てそこ」との関係が分かり難いため、「一部」と「全てそこ」を削除する。

- ・ ア～エにおいて想定される事業所が住居であることを示すため、それぞれに「住居に」を追加する。

## 【参考】これまでの修正を反映した「事業所の定義」

### 第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様のものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。
- (2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) 日々従業員が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。  
なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。
- (5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。
- (6) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

(7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする  
(この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学校とする。)

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を営んでいる場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

(8) 国、地方公共団体については、一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。

(9) 統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。

以上のほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。

例えば、住居で経済活動が行われている場合、次のように取り扱うことがある。

ア. 住居に事業所があるものとする。

イ. 事業からの収入が収入の主な部分を占めている場合に限り、住居に事業所があるものとする。

ウ. 雇用者のある場合に限り、住居に事業所があるものとする。

エ. 看板類似の社会的標識のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。